

A X - 2, B X - 2

民 法

相殺に関する次の各問に答えよ（各問は独立した問いとする。）。

- 1 Cは、Aに対する債権を回収するため、AがBに対して有する金銭債権（以下、「甲債権」という。）を差し押さえた。他方、BもAに対して、Cの差押え以前から、反対債権として金銭債権（以下、「乙債権」という。）を有していた。このとき、Bは、乙債権を自働債権として甲債権と相殺する旨をCに主張できるか（甲債権と乙債権の弁済期は差押えの時点ではともに未到来であったが、甲債権の弁済期が乙債権の弁済期より先に到来するものであったことを前提に解答せよ。）。また、この場合、AB間において、「Aの債権者による差押えの申立てがあるなどAの信用を悪化させる一定の客観的事実が発生した場合には、乙債権につき弁済期が到来し、BがAに対して負っている債務（甲債権）について期限の利益を放棄し直ちに相殺適状を生じさせる」との特約が結ばれていたとき、Bは、この特約に基づきAとの間で乙債権を自働債権として甲債権と相殺する旨をCに主張できるか。
- 2 DがEに対して金銭債権（以下、「丙債権」という。）を有しており、他方、EもDに反対債権として金銭債権（以下、「丁債権」という。）を有している場合、Dが丙債権をFに譲渡したとき、Eは丁債権を自働債権として丙債権と相殺する旨をFに主張できるか（丙債権と丁債権の弁済期は債権譲渡の時点ではともに未到来であったが、丙債権の弁済期は、丁債権の弁済期より先に到来するものであったことを前提に解答せよ。）。
- 3 Gは、自己の所有する家屋をHに賃貸し、Hに対して賃料債権を有しており、他方、HもGに対して本件賃貸借に係る保証金返還請求権を有している場合、同家屋に抵当権の設定を受けているIが、抵当権に基づく物上代位として、GのHに対する賃料債権に対して差押えをしたとき、Hは保証金返還請求権を自働債権として賃料債権と相殺する旨をIに主張することができるか（同家屋の抵当権設定登記は、Hの保証金返還請求権の取得より前になされていたことを前提に解答せよ。）。

(100点)

A X - 2, B X - 2

刑 法

甲は、Aが自宅にかなりの金を貯め込んでいるのを知り、A一家が旅行に出かける日を聞き出し、その間にA宅に侵入して金品を盗み出す計画を立てた。そして、A一家が旅行に出かけた日に、遊び友達の乙にこの計画を打ち明け、乙の運転する自動車と一緒にA宅に行き、乙が近くの路上で付近を見張ることや、盗んだ金のうち少なくとも3分の1程度を乙に渡すこと、さらに乙の車で一緒に逃走することを相談し、乙もこれを引き受けた。

翌日の午前2時頃、甲は、乙が運転する乙所有の車に乗ってA宅に向かった。甲は、金庫をこじ開けるためにバールをカバンに入れて持っていたが、そのことは乙には告げていなかった。A宅前に到着すると、甲はバールが入ったカバンを持って1人で車を降り、A宅の裏口の戸をこじ開けてA宅内に入った。乙は、甲を降ろした後、A宅付近の路上に駐車して車内で待っていたところ、たまたま警察官が通りかかり、路上駐車していた乙に声をかけた。乙は、免許証を見せ、「友人を迎えに来た。」と答え、警察官もそのまま立ち去ったが、乙は犯行が露見するのではないかと怖くなり、携帯電話で甲に連絡し、「今、警官から職務質問されて、免許証も見られた。やばいから早く出てこい。」と伝えたが、甲は、「今、金庫を探しているところだ。ちょっと待て。」と答えた。乙は、「とにかく、俺はここを離れる。」と伝え、そのまま車を発進させて逃走した。

甲は、車が発進する音が聞こえたので、乙が逃げたことを知ったが、その後、金庫を探し当て、その金庫をバールでこじ開けようとした。しかし、なかなかうまくいかず大きな音を立ててしまった。当時、A宅には留守番としてAのいとこのBが泊まり込んでおり、物音に気付いたBが起きてきて、金庫のそばにいる甲を見つけた。Bは、甲に向かって、「誰だ。何をしている。」と怒鳴り声を上げた。これに対し、甲は、Bにバールを突きつけ、「命が惜しければ金庫を開けろ。」と脅した。Bは「自分は金庫の番号など知らない。」と言ったが、甲は、言うことを聞かせようとして、Bの頭部をバールで殴りつけたため、Bはその場に倒れ、気絶してしまった。

甲は、結局金庫を壊すことができず、倒れたBをそのまま放置して、バールをカバンに入れて裏口から逃走した。Bは、殴られたことにより、頭部に加療1か月を要する傷害を負った。

甲及び乙の罪責について論ぜよ（特別法違反の点を除く。）。

(100点)